

窓口を延長します

3月24日(月)～4月4日(金)
3月29日(土)、30日(日)の休日も窓口を開庁します

平日 午後7時まで
休日 午前9時～午後5時
開庁窓口 本庁の市民課、
国保年金課、介護保険課、
納税課、子ども家庭課、教
育総務課

・乳幼児医療助成受給者証
の交付
・老人受給者証の交付
・国民年金転入・転出届
問 (内線277)

対象業務

〔市民課〕
・住民異動届の受付
・住民票の写し、印鑑登録
証明書、戸籍謄抄本などの
交付、印鑑登録の受付
※住民基本台帳カード・公
的個人認証に関する手続きは
できません。

〔介護保険課〕
・住所異動時の保険証などの
交付、更新など
問 (内線548・504)

※本人、世帯員以外の代理の
方が住所異動や世帯主変更
の届け出をする場合は委任状
が必要になります。

〔納税課〕
・納税
・納税相談
問 (内線586)

なお、届出人(窓口に来
られる方)の本人確認を行っ
ていますので、身分証明書な
どを持参願います。本人確認
ができなかった方については、
届出後に郵便で届出内容の確
認を行います。

〔子ども家庭課〕
・児童手当
・特別児童扶養手当などの相談受付
問 (内線424)

〔教育総務課〕
・新入学・学区外通学など
の相談受付
問 (内線333)

〔国保年金課〕
・国民健康保険資格取得・
喪失届
・マル学、遠隔地、前期高
齢証の交付

※他市町村・他機関に確認
の必要がある場合など、手
続きができないこともありま
すので、「ご了承ください」。

石巻市役所の代表電話番号
は95-111111です。

水道・下水道の 引越し手続き

転出する方

水道企業団までお電話く
ださい。その際、お手元に
「水道使用水量等通知書」を
用意していると便利です。

なお、下水道を使用してい
た方は、水道企業団に連絡後、
市下水道管理課にもお電話
ください。

転入した方

給水申込用はがき(ポス
ト・玄関に入れてあります)
でも申し込みください。お電
話でも受け付けています。
この時期は大変混み合いま
すので、引越しの5日前ま
でに手続きをしてください。

なお、水道料金と下水道使
用料は、水道企業団で合算請
求を行っています。

※土日、祝日はお休みです。
手続き・問

石巻地方広域水道企業団
営業課 ☎95-6711

北部地区管理事務所

☎62-2115

牡鹿営業所 ☎45-2117

下水道管理課(内線379)

各総合支所産業建設課(河北
総合支所は建設課)

転出・転入される児童 生徒をお持ちの方へ



転出する人

転出前の学校で発行され
た在学証明書など関係書類
を、転出先の小・中学校、ま
たは教育委員会へ提出して
ください。

転入した人

市民課などで転入手続き
をする際、在学証明書を提示
すると、新しい学校への入学
通知書が発行されます。ただ
し、新1年生(入学式前)は
教育委員会での手続きが必
要ですので、教育総務課また
は各事務所においてくださ
い。

手続き・問

教育総務課 (内線333)

河北事務所 ☎62-3511

雄勝事務所 ☎57-3681

河南事務所 ☎72-2092

桃生事務所 ☎76-4535

北上事務所 ☎67-2712

牡鹿事務所 ☎45-2246

一時多量ごみ(引越 しごみなどは、集積 所にだせません。

ごみ集積所に出せるごみ
は、一般家庭の日常生活から
出たものが対象です。

そのため、庭木の刈り込み
や清掃および引越しなど
で、一時的に多量に出た家庭
ごみは、ごみ集積所に出せま
せん。多量のごみは、通行の
妨げになり危険であるほか
りでなく、一般家庭ごみの収
集効率を著しく悪化させま
す。有料になりますが、分別
し、自らごみ処理施設に搬入
するか、収集運搬業者に依頼
しましょう。

ご協力をお願いします。



※処理方法および収集運搬
許可業者については、直接お
問い合わせいただくか、市の
ホームページで確認できま
す。

問 403 廃棄物対策課(内線402)

4月から犬・猫の引き取りが

有料になります！

県では、昨年12月、動物の愛護および管理に関する法律に基づく「宮城県動物愛護管理推進計画」を策定しました。

計画の基本理念の一つとして「動物の愛護を通じた生命を大切にする心の育成」を掲げており、その具体的な数値目標として犬・猫の引取頭数を今後10年間で半減することとしています。

犬・猫の引取頭数を削減していくためには、犬・猫の終生飼養を推進するとともに、飼い主の安易な飼養放棄を抑制していく必要があります。そのため手段の一つとして犬・猫の引き取りを有料化します。

○実施年月日 平成20年4月1日から

○引取実施場所 石巻保健所(宮城県石巻合同庁舎内)

○引取手数料

- ・生後90日以内の犬・猫 1頭につき 400円
- ・生後91日以上犬・猫 1頭につき 2,000円

○手数料納入方法

所定の用紙に必要事項を記入し、宮城県収入証紙を貼付して納入してください。

宮城県収入証紙は、県合同庁舎内や保健所内、銀行などでお求めください。

○その他

引き取り日、時間など、引き取りに関する詳しいことは、各保健所へお問い合わせください。

○宮城県石巻保健所

石巻市東中里1-4-32
☎95-11417

犬・猫を飼うときは

○飼い始めたら最後まで責任を持って飼養するよう心がけましょう。

○飼い主が見つからない不幸な仔犬や仔猫が生まれよう、犬・猫には不妊や去勢などの手術を受けさせましょう。

○やむを得ず飼えなくなった場合は、新たな飼い主を探すよう心がけましょう。

犬・猫などの愛護動物を捨てた場合は、処罰されることがあります。

どうしても飼えなくなった場合はご相談ください。

○環境対策課(内線268・269)・各総合支所

犬を飼っている方へ
もつすぐ狂犬病予防
注射の季節です



狂犬病予防法により、飼い犬の狂犬病予防注射が義務づけられています。4月〜6月の間に行う事となっておりますので、必ず忘れずに注射するようにしてください。

平成20年度の集合注射の日程は、市報4月号に掲載します。

○環境対策課(内線268・269)

石巻広域クリーンセンターからのお知らせ

事業系の紙ごみ(書類など)の受け入れができません。

石巻広域クリーンセンター

では、これまで紙類についてはダンボール、新聞、雑誌などを除き受け入れていましたが、処理能力を超えるごみが搬入されていることから、次のとおり搬入基準を改正し、雑紙などの資源化可能な紙類についても平成20年4月1日から受け入れしないこととしました。

平成20年4月1日からは資源化可能な紙類については、分別した上で、一般廃棄物収集運搬業者に収集を依頼するなど適正に処理するようお願いいたします。

なお、一般廃棄物収集運搬業者については廃棄物対策課までお問い合わせください。

○石巻広域クリーンセンター
☎21-8953・廃棄物対策課☎95-1111(内線402)

地域のみなさんで 集団資源回収を はじめてみませんか

市では、資源の有効利用を目的として、自主的に資源回収を実施している団体・グループ(子ども会・町内会・PTA・老人クラブなど)の皆さんに報奨金を交付しています。身近なことから、ごみの減量化・リサイクルに参加してみたいはかがですか?

詳しくは、市のホームページをご覧ください。または直接お問い合わせください。

○廃棄物対策課(内線510)・各総合支所市民生活課

石巻広域クリーンセンターへ搬入できるもの			
現行		改正後	
内容	受入条件・その他	内容	受入条件・その他
紙くず類	商店・事務所から排出される書類など タバコの吸殻、紙くず類、紙製の包装材など 一時的に多量排出される引っ越し時の紙ごみなど 福祉施設などから排出される紙おむつ紙くず類	紙おむつ、写真、油紙、カーボン紙、感熱紙、感圧紙、防水加工された紙、トレース紙など資源化できない紙類	袋で搬入の場合は、指定袋同等品 ・50cm以下に切断